

津和野の町家の庭園の魅力

服部博子

1. はじめに

庭園文化研究分科会では、今年度は「出雲流庭園」を少し離れ、島根県西部の津和野町の庭園視察会を行った。庭園視察会では、紅葉で有名な国指定名勝堀庭園（明治33年造営）をはじめ、曹洞宗の禅寺である永明寺（1420年創建）庭園、文化庁登録記念物の亀井氏別邸（明治33年建造）庭園、さらに今年度登録記念物に指定された個人宅の椿氏庭園（嘉永6年頃作庭か）、岡崎氏庭園（嘉永6年頃作庭か）、財間氏庭園（明治32年作庭か）、田中氏庭園（明治19年作庭）の7庭園を視察した。

この視察を通じ、人口約8千人、面積307.09km²という小さな町ではあるが、そこでは1282年に吉見氏が津和野城を築いて以後、坂崎氏、亀井氏と続く中で津和野の歴史文化が形成され、それが現在までも脈々と受け継がれてきていることを感じた。特に、旧津和野町の中心部に立地する個人宅の庭園は、町家の庭として独特の趣を持つ素敵な空間であると感じた。そこで、本レポートでは、津和野の町家の庭園の魅力について考察を行った。

2. 視察した個人庭園の概要

重要伝統的建造物群保存地区

椿氏庭園、岡崎氏庭園、財間氏庭園、田中氏庭園は、津和野城下に形成された土堀、水路が続く武家町と赤瓦の町家が連なる商家町、いわゆる津和野の景観を代表するエリアに存在し、重要伝統的建造物群保存地区の中において保存が図られている。

地区は江戸時代の町の中心地であり、そこにある住宅は都市型住宅の町家であり、間口が狭く、奥行がある敷地に隣家と密接するように建物が建てられている。

文化庁登録有形文化財（建造物）

その中でも特に、近代からの趣を今に残す伝統的な建築様式を有することから、分銅屋七右衛門本店（椿家）、呉服商さゝや（岡崎家）、財間家住宅は、文化庁の登録有形文化財（建造物）に登録されている。



図-1 重要伝統的建造物群保存地区

文化庁登録記念物

椿氏庭園、岡崎氏庭園、財間氏庭園、町屋の中庭として採光や通風のために設けられた庭であるが、建物と一体となり伝統的な趣を有することから、田中氏庭園は家老屋敷跡に建つ建物の鑑賞用庭園として趣を有することから、今年度文化庁の登録記念物として登録を受けた庭園である。

表-1 有形文化財、登録記念物への登録状況

【登録有形文化財(建造物)】

名称・員数	登録年月日	備考
財間家住宅主屋 一棟	H22.9.10	明治後期/昭和前期・昭和中期改修
財間家住宅漬物倉及び木小屋 一棟	H22.9.10	明治後期/昭和前期改修
財間家住宅上の蔵 一棟	H22.9.10	明治後期/昭和前期改修
財間家住宅下の蔵 一棟	H22.9.10	明治後期/昭和前期改修
財間家住宅部屋の蔵 一棟	H22.9.10	明治後期
財間家住宅本門 一棟	H22.9.10	明治後期
財間家住宅横門 一棟	H22.9.10	明治後期
分銅屋店舗兼主屋 一棟	H22.9.10	安政(1854-60)頃/昭和前期改修
分銅屋土蔵 一棟	H22.9.10	安政(1854-60)頃
分銅屋ごさ蔵及びびんつけ蔵 一棟	H22.9.10	明治後期
分銅屋はぜ蔵 一棟	H22.9.10	明治後期
ささや呉服店店舗兼主屋 一棟	H22.9.10	江戸末期/昭和44年改修
ささや呉服店座敷蔵 一棟	H22.9.10	江戸末期
ささや呉服店旧呉服蔵 一棟	H22.9.10	江戸末期/昭和40年頃改修
ささや呉服店唐津蔵 一棟	H22.9.10	江戸末期

【登録記念物】

名称	登録年月日	備考
亀井氏庭園	H20.7.28	明治33年作庭
田中氏庭園	H25.8.1	明治19年作庭
財間氏庭園	H25.8.1	明治32年作庭か
椿氏庭園	H25.8.1	嘉永6年頃作庭か
岡崎氏庭園	H25.8.1	嘉永6年頃作庭か

庭園概要

< 椿氏庭園 >

分銅屋(椿家)は、御用商人として和蠟燭、髪付油等を製造販売し、二十一代目となる。嘉永6年の大火で建物は土蔵を残し、全てが消失したが、焼失家屋の中では廃材などを利用し、いち早く建設された旧町内最古の町家である。座敷、中庭、濡縁、土蔵等は江戸時代の町家の特徴を色濃く残している。



写真-1 分銅屋(椿家)町並み



写真-2 椿氏庭園

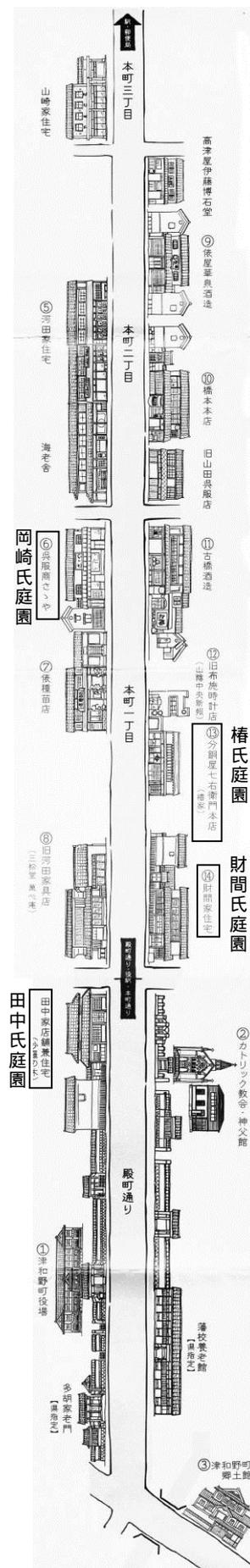


図-2 登録有形文化財地図
～ が登録有形文化財

< 岡崎氏庭園 >

さゝや（岡崎家）は安政元年（1854）の創業で、藩出入りの御用商人として呉服太物、洋端物、小間物などを扱っていた。町屋は正面から奥に続く通り庭の形態を残し、座敷と中央の蔵とをつなぐ縁側に沿って、狭いながらも奥行を演出した中庭がある。



写真-3 さゝや（岡崎家）町並み



写真-4 岡崎氏庭園

< 財間氏庭園 >

財間家は明治 32 年（1899）に建築された津和野を代表する大型町家建築で、ここでは酒の販売を営んでいた。玄関から通り庭を通り、背面空間に至る。座敷に面し中庭があり、そこからは青野山を望むことができる。



写真-5 財間家町並み



写真-6 財間氏庭園

< 田中氏庭園 >

田中家は旧藩時代の家老屋敷跡に建つ建物である。ここでは昭和 2 年（1927）から、昭和 49 年（1974）まで絹布工場を操業していた。屋敷は明治中期の建築で、土蔵と主邸に囲まれた池泉式庭園がある。



写真-7 田中氏庭園

3. 津和野の町家の庭園の魅力

（1）建物と一体となった空間演出

視察した個人庭園の最大の魅力は、建物と一体となった空間演出にあると感じた。エントランスのしつらえ、建物（部屋）のしつらえが全て素敵であり、庭まで到達するまでのワクワク感がある。そして、庭自体にも落ち着きがあり、庭を取り囲む建物の佇まいととても調和している。

今まで表面（通り面）を見て趣があると感じていた津和野の町並みに、これほどの奥行があったことを初めて



写真-8 岡崎家入口

知った。町並みという表面的に見えている部分だけでなく、そこでの暮らし、暮らし方を含めて、町は形成されていると感じた。

(2) 津和野の風土と一体となった庭

庭はオープンな空間であるため、必ず周辺環境が借景として庭の背景を形成する。視察した個人庭園の背景は、津和野を代表する青野山やそれに連なる山並み、蔵等であった。目障りな借景はなく、庭空間を魅力的に演出していた。

また、旧津和野町内は、坂崎出羽守が津和野城主であった時代に防火用水として築かれた水路が張りめぐらされ、今もその原型を留めている。そして今でも、住民が用水から水を引いて自家用に水を利用する光景がみられる。その豊富な水があるからこそ、庭に池泉や流れを設けることができ、苔むしたしっとりとした庭を維持できている。これは昨年度までに視察した出雲流庭園の乾いた感じと明確に異なる点であり、津和野の風土が創出する津和野ならではの庭であると感じた。

(3) おもてなしの心

視察した個人庭園では、熱心な解説を受けたばかりでなく、和装でのおもてなし、お茶のおもてなし等、心尽くしのおもてなしを受けた。庭の手入れも素晴らしいものであった。自宅だからこそ大切に管理されていることを感じる事ができた。



写真-9 財問家門



写真-10 財問氏庭園(青野山を望む)

4. おわりに

登録記念物とは、文化財保護法に基づき、文部科学大臣によって登録された、保存及び活用のための措置が特に必要とされる記念物である。登録記念物の現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は文化庁長官の許可が必要である反面、登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等の設計管理等を行うために必要な経費については、国の補助を受けることができる。

今回のように、登録された記念物が個人所有の庭の場合は、日常的な公開を強制することは難しい。しかし、津和野を訪れた人が、通り一面の町並みだけでなく、この奥行ある町を感じる事ができたならば、津和野町の魅力向上につながることは間違いない。登録記念物とは、保存と活用を考えていく対象であることを考慮すると、定期的なイベントの開催、日常的な公開対応等、多くの人が見学できる方策を考えることが望ましいと考える。

引用・参考文献)

平成 25 年 5 月 17 日文化庁報道発表「重要伝統的建造物群保存地区の選定について」

津和野「登録有形文化財」地図：津和野町伝統文化活性化協議会（平成 24 年 3 月）

島根県 HP 島根県の文化財

文化庁 HP 文化財の紹介・記念物